

JIS

幼児用自転車

JIS D 9302 : 2026

(JBPI/JSA)

令和 8 年 3 月 23 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	猪 股 匡 順	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	太 田 聡	一般社団法人繊維評価技術協議会
	小 島 志 津	一般財団法人日本消費者協会
	後 藤 恵美子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	坂 田 祥 治	公益社団法人消費者関連専門家会議
	高 谷 幸 恵	株式会社生活品質科学研究所
	辻 加奈子	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	樋 口 達 雄	一般財団法人家電製品協会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	松 梨 久仁子	日本女子大学
	武 藤 京 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会
	山 口 友 成	一般社団法人日本オフィス家具協会
	山 根 香 織	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 54.3.1 改正：令和 8.3.23

官 報 掲 載 日：令和 8.3.23

原 案 作 成 者：一般財団法人自転車産業振興協会

(〒590-0948 大阪府堺市堺区戎之町西 1 丁 3-3 TEL 072-238-8731)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 田辺 新一)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 主要寸法及び構成部品	2
4.1 主要寸法	2
4.2 構成部品	3
5 安全性（性能，構造及び形状・寸法を含む）	3
5.1 一般	3
5.2 制動装置	5
5.3 操だ（舵）装置	7
5.4 車体部	9
5.5 走行装置	9
5.6 駆動装置	11
5.7 座席装置	13
5.8 保護装置	13
5.9 停立装置	14
5.10 積載装置	14
5.11 リフレックスリフレクター	15
5.12 警音装置	15
5.13 附属部品（錠）	16
5.14 電気ケーブル	16
6 試験方法	16
6.1 制動装置の試験方法	16
6.2 操だ（舵）装置の試験方法	22
6.3 車体部の試験方法	27
6.4 走行装置の試験方法	32
6.5 駆動装置の試験方法	36
6.6 座席装置の試験方法	38
6.7 表示の試験	41
7 検査	41
8 表示	42
8.1 製品の表示	42
8.2 表示の耐久性	43
9 取扱説明書	43

	ページ
10 商品選択上の情報	45
附属書 A (参考) 操だ (舵) 装置の幾何学的配置	46
附属書 B (参考) 自由落下速度の検証	47
附属書 JA (規定) 自転車部品の互換性寸法	48
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表	66
解 説	69

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人自転車産業振興協会（JBPI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS D 9302:2019** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

幼児用自転車

Bicycles for young children

序文

この規格は、2023年に第4版として発行されたISO 8098を基に作成した日本産業規格であるが、国際規格では公道上での乗用を意図するものは当該国の国内法規が適用されるため、我が国の実情を反映し、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で、**附属書 JA** は対応国際規格にはない事項である。また、側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。

1 適用範囲

この規格は、**JIS D 9111** の規定で分類される幼児車のうち、**表 1** の主要寸法に適合するものについて規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 8098:2023, Cycles – Safety requirements for bicycles for young children (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

表 1—幼児車の主要寸法

サドル最大高さ	mm	435 を超え 635 未満
幼児車の長さ	mm	950 以上 1 350 以下
幼児車の幅	mm	550 以下 ^{a)}
ハンドルの幅	mm	350 以上 550 以下
車輪の径の呼び		12.5 以上 18 以下
注 ^{a)} 補助輪の幅を含む。		

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 0205-1 一般用メートルねじ—第1部：基準山形

JIS B 0205-2 一般用メートルねじ—第2部：全体系

JIS B 0205-3 一般用メートルねじ—第3部：ねじ部品用に選択したサイズ

JIS B 0205-4 一般用メートルねじ—第4部：基準寸法